

新庄市告示第54号

令和6年度新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

新庄市長 山科朝則

令和6年度新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の取引の拡大に資することを目的とし、中小企業者が試作品の開発又は新サービスの創出を行うために必要な経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 試作品 新しい製品、技術等を開発するために、試験的に製作されるものをいう。
- (2) 新サービス 従来のサービスにおいては提供することのできない新たな価値を提供するサービスのうち、従来のサービスと比較して革新的であり、かつ、市場の成長や競争力の向上に貢献するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に事業所を有する中小企業者であって、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないもの
- (2) 新庄市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの
- (3) 本補助金の交付を過去に受けていないもの
- (4) 市税の滞納がないもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う試作品の開発又は新サービスの創出をする事業とする。ただし、当該事業の全てを他者に委託し、若しくは発注し、又は市場調査のみを行う事業を除く。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料
- (4) 前年度の決算書等の写し
- (5) その他市長が必要とする書類

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業完了前に事業所を移転し又は廃止したとき。
- (2) 補助対象経費の変更に係る金額が当該経費の20%以上（5万円以上の変更に限る。）のとき。
- (3) 交付決定した金額に変更が生じたとき。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業成果書（様式第5号）
- (2) 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業収支決算書（様式第6号）
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し

(4) その他市長が必要とする書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費
原材料費及び副資材費
委託費及び外注加工費
技術指導等の講師に係る謝金、交通費及び宿泊費
性能検査費
市場調査費
知的財産等関連経費

様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 新庄市長

申請者 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金交付申請書

新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお申請に当たり、私の市税の納付状況について、新庄市が職権で調査することに同意します。

記

補助金の 申請額	円
-------------	---

様式第2号

新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業計画書

試作品開発・新サービスの名称	
事業実施主体の名称	
代表者 職 氏名 及び連絡先	代表者 職 氏名 連絡先 所在地： 電 話：
事業の背景・目的	
事業内容及び実施方法（できるだけ詳しく記入すること。）	
事業のスケジュール	
期待される事業の効果	
事業完了（予定）年月日	年 月 日
その他	

(注) 1 記入に当たっては、A4サイズで作成すること。

2 この様式で記載事項が不足する場合は、適宜別紙を作成し添付すること。その場合においても、この様式の記載事項を省略しないこと。

様式第3号

新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業収支予算書

1. 収入 (単位:円)

科目	予算額	摘要(積算基礎)
市補助金		
自己資金		
合計		

2. 支出 (単位:円)

科目	予算額	摘要(積算基礎)
原材料費及び副資材費		
委託費及び外注加工費		
技術指導等の講師に係る謝金、交通費及び宿泊費		
性能検査費		
市場調査費		
知的財産等関連経費		
合計		

- (注) 1 摘要欄に積算基礎を記載すること。  
2 団体の収支ではなく、当該事業に係る経費のみ記入すること。

様式第4号

年 月 日

(宛先) 新庄市長

申請者 (所在地)

(名称)

(代表者)

印

新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付指令財発第 号により補助金の交付決定を受けた件について、新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助金	交付決定額	円
	精算額	円
補助事業の成果	別添「新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業成果書」のとおり	



様式第 5 号

新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業成果書

試作品開発・新サービスの名称	
事業実施主体の名称	
代表者職氏名 及び連絡先	代表者 職 氏名 連絡先 所在地： 電 話：
事業の背景・目的	
事業内容及び実施方法（できるだけ詳しく記入すること。）	
事業のスケジュール	
事業の成果	
事業完了年月日	年 月 日
その他	

- (注) 1 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業計画書の記載内容に準じて作成すること。
- 2 参考資料があれば添付すること。

様式第6号

新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業収支決算書

1. 収入 (単位:円)

科目	決算額	摘要(積算基礎)
市補助金		
自己資金		
合計		

2. 支出 (単位:円)

科目	決算額	摘要(積算基礎)
原材料費及び副資材費		
委託費及び外注加工費		
技術指導等の講師に係る謝金、交通費及び宿泊費		
性能検査費		
市場調査費		
知的財産等関連経費		
合計		

- ※1 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業収支予算書の記載内容に準じて作成すること。
- 2 摘要欄には内訳を記載すること。
- 3 当該事業に係る経費のみ記入すること。